

地域自主戦略交付金交付要綱（警察庁）

第1 総則

内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（平成23年政令第90号）第1条第1号に該当する事業又は事務として内閣府告示（平成23年内閣府告示第17号）別表に掲げる事業に要する経費について警察法（昭和29年法律第162号）第37条第3項及び警察法施行令（昭和29年政令第151号）第3条第1項の規定により国が補助する経費（以下「交付金」という。）の取扱いに関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他特別の定めによるもののほか、この要綱によるものとする。

第2 交付対象事業

交付金の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号。以下「推進法」という。）第3条第1項に規定する特定交通安全施設等整備事業（推進法第2条第3項第1号に掲げる事業であって、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則（昭和41年総理府・建設省令第1号）第1条第1項第4号に該当する道路の区間について実施されるものに限る。）のうち、地方公共団体が実施する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に伴い必要となる次に掲げる事業とする（一覧については別紙のとおり。）。

- 1 交通管制センターの設置及び改良
- 2 交通管制センターに係る端末装置の設置及び改良
- 3 信号機の改良（視覚障害者用付加装置、音響式歩行者誘導付加装置、歩行者支援装置及び信号機電源付加装置の整備を除く。）
- 4 信号機の新設
- 5 信号機の移設
- 6 配線地中化
- 7 道路標識の設置
- 8 道路標示の整備
- 9 1から7までに掲げる事業（固定式の路側標識の設置を除く。）に必要な調査

第3 交付金交付手続

1 交付金の交付額

交付金の交付額は、交付対象事業の事業種別ごとに定める数量、単価等を基準として算定した所要額の10分の5とするものとする。

2 交付金の交付申請

適正化法第5条の規定により交付金の交付の申請をしようとする者は、交付対象事業の執行までの間に、当該年度の交付対象事業について、地域自主戦略交付金交付申請書（別記様式第1）を警察庁長官（以下「長官」という。）に提出するものとする。

3 交付決定の通知

適正化法第8条の規定による地域自主戦略交付金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の通知は、地域自主戦略交付金交付決定通知書（別記様式第2）を送付して行うものとする。

なお、適正化法第7条に基づく交付条件は、同通知書に記載のとおりとする。

4 交付対象事業の変更

- (1) 交付金の交付を受けて交付対象事業を行う者（以下「交付対象事業者」という。）は、適正化法第7条第1項第1号又は第3号の規定に基づく変更の承認を受けようとする場合においては、地域自主戦略交付金交付対象事業計画変更承認申請書（別記様式第3）を長官に提出しなければならない。
- (2) 長官が、(1)による変更の申請を承認し、交付対象事業に要する経費の配分又は交付対象事業の内容を変更して交付決定をした場合における通知は、地域自主戦略交付金変更交付決定通知書（別記様式第4）を送付して行うものとする。

5 交付対象事業の中止又は廃止

交付対象事業者は、適正化法第7条第1項第4号の規定に基づく中止又は廃止の承認を受けようとする場合においては、地域自主戦略交付金交付対象事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5）を長官に提出しなければならない。

6 交付金の交付申請の取下げ

- (1) 適正化法第9条第1項の規定により交付金の交付の申請の取下げをすることができる期日は、交付決定（4の(2)の交付決定を含む。）の通知を受けた日から1か月以内とする。ただし、長官が特に必要があると認めるときは、その期日を延長することができる。
- (2) 交付金の交付の申請の取下げをしようとする者は、地域自主戦略交付金交付申請取下書（別記様式第6）を(1)の期日までに長官に提出しなければならない。

7 実績報告

- (1) 交付対象事業が完了した場合（5の廃止の承認を受けた場合を含む。）におい

て交付対象事業者が適正化法第14条の規定により行う実績報告は、交付対象事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、地域自主戦略交付金実績報告書（別記様式第7）を長官に提出して行わなければならない。ただし、長官が特に必要があると認めるときは、その期日を延長することができる。

- (2) 交付対象事業が完了せずに交付決定に係る国の会計年度が終了した場合において交付対象事業者が適正化法第14条の規定により行う実績報告は、当該年度の翌年度の4月30日までに、地域自主戦略交付金年度終了実績報告書（別記様式第8）を長官に提出して行わなければならない。

8 交付金の額の確定等

長官が、7の(1)による交付対象事業の完了又は廃止に係る実績報告を受け、交付金の額を確定した場合における適正化法第15条の規定による通知は、地域自主戦略交付金額確定通知書（別記様式第9）を送付して行うものとする。

第4 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

交付対象事業一覧

管制センター			○	
管制端末装置			○	
信号機改良	プログラム多段系統化		○	
	プロファイル化(自律分散方式)		○	
	全感應化		○	
	半感應化		○	
	プログラム多段化		○	
	押ボタン化		○	
	閑散時押ボタン化		○	
	閑散時半感應化		○	
	速度感應化		○	
	右折感應化		○	
	多現示化		○	
	歩車分離化		○	
	歩行者感應化		○	
	視覚障害者用付加装置			
	高齢者等感應化		○	
	音響式歩行者誘導付加装置			
	歩行者支援装置			
	信号機電源付加装置			
	信号灯器改良(LED化)	車両用灯器	○	
		歩行者用灯器	○	
歩行者用灯器(経過時間表示機能付)		○		
信号機新設	全感應		○	
	半感應		○	
	プログラム多段		○	
	押ボタン		○	
	一灯点滅		○	
	車両用灯器		○	
	歩行者用灯器		○	
	歩行者用灯器(経過時間表示機能付)		○	
信号機移設Ⅰ			○	
信号機移設Ⅱ			○	
配線地中化			○	
道路標識	オーバード	可変式	灯火式	○
			反射式	○
		固定式	灯火式	○
			反射式	○
	オーバードハング	可変式	灯火式	○
			反射式	○
		固定式	灯火式	○
			反射式	○
	照明灯付横断歩道標識		○	
	路側式	可変式		○
		固定式		○
		固定式(高輝度)		○
固定式(自発光)		○		
道路標示	横断歩道		○	
	横断歩道(高輝度)		○	
	横断歩道(エスコートゾーン)		○	
	実線		○	
	実線(高輝度)		○	
	車線分離板併用標示		○	

別記様式第 1

発 番 号
平成 年 月 日

警 察 庁 長 官 殿

□□□知事 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度地域自主戦略交付金交付申請書

みだしのことについては、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

交付対象事業の内訳

(単位:千円)

種 別			単位	単 価	数量	事業に要する 経費の額	交付金の額	備 考
交通 管制	センター		—				—	
	集中制御機Ⅰ		基			—	—	
	集中制御機Ⅱ		〃			—	—	
	プロファイル制御機Ⅰ		〃			—	—	
	プロファイル制御機Ⅱ		〃			—	—	
	情報収集装置		式			—	—	
	路側通信端末装置		基			—	—	
	情報収集提供装置		〃			—	—	
	交 通 情報板	マルチパターンⅠ	〃			—	—	
		マルチパターンⅡ	〃			—	—	
		小型文字情報板	〃			—	—	
	対向車接近表示装置		〃			—	—	
	監視用テレビ		台			—	—	
	旅行時間計測端末装置		式			—	—	
中央線変移装置		km			—	—		
信号 機改良	プログラム多段系統化		基			—	—	
	プロファイル化(自律分散方式)		〃			—	—	
	全感応化		〃			—	—	
	半感応化		〃			—	—	
	プログラム多段化		〃			—	—	
	押ボタン化		〃			—	—	
	閑散時押ボタン化		〃			—	—	
	閑散時半感応化		〃			—	—	
	速度感応化		〃			—	—	
	右折感応化		〃			—	—	
	多現示化		〃			—	—	
	歩車分離化		〃			—	—	
	歩行者感応化		〃			—	—	
	歩行者感応化(画像処理)		〃			—	—	
	高齢者等感応化		〃			—	—	
	信号灯器 改 良 (LED化)	車両用灯器	式			—	—	
		歩行者用灯器	〃			—	—	
		歩行者用灯器(経過時間表示機能付)	〃			—	—	
	信号 機新設	全感応		基			—	—
半感応		〃			—	—		
プログラム多段		〃			—	—		
押ボタン		〃			—	—		
一灯点滅		〃			—	—		
車両用灯器		灯			—	—		
歩行者用灯器		〃			—	—		
歩行者用灯器(経過時間表示機能付)		〃			—	—		
信号機移設Ⅰ		式			—	—		
信号機移設Ⅱ		〃			—	—		
配線地中化		〃			—	—		
道 路 標 識	オー バー ヘッ ド	可変式	灯火式	基		—	—	
			反射式	〃		—	—	
		固定式	灯火式	〃		—	—	
			反射式	〃		—	—	
	オー バー ハン グ	可変式	灯火式	本		—	—	
			反射式	〃		—	—	
		固定式	灯火式	〃		—	—	
			反射式	〃		—	—	
	照明灯付横断歩道標識		〃			—	—	
	路 側 式	可変式	本			—	—	
固定式		〃			—	—		
固定式(高輝度)		〃			—	—		
固定式(自発光)		〃			—	—		
道 路 標 示	横断歩道		km			—	—	
	横断歩道(高輝度)		〃			—	—	
	横断歩道(エスコートゾーン)		m			—	—	
	実線		km			—	—	
	実線(高輝度)		〃			—	—	
車線分離鉋併用標示		〃			—	—		
調査費						—		
総 計								

警察庁指令第 号

地域自主戦略交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付け で申請のあった平成 年度地域自主戦略交付金については、警察法施行令（昭和 29 年政令第 151 号）第 3 条の規定により算出し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定により次のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

平成 年 月 日

□ □ □ 知 事 殿

警察庁長官 ○ ○ ○ ○ 印

- 1 交付金の交付の対象となる事業は、警察法第 2 条の責務に任ずるために必要な施設のうち、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和 41 年法律第 45 号）の定めるところにより行われる同法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる事業のうち同法第 3 条第 1 項の特定交通安全施設等整備事業（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則（昭和 41 年総理府・建設省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 4 号に該当する道路の区間について実施される事業であって、地方公共団体が実施する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に伴い必要となる事業に限る。）とする。
- 2 交付対象事業に要する経費の額及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、交付対象事業の内容が変更された場合における交付対象事業に要する経費の額及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

交付対象事業に要する経費の額 金 千円

交付金の額 金 千円
- 3 交付対象事業に要する経費の額の配分及びこの配分された経費の額に対応する交付金の額の区分は別紙のとおりである。
- 4 交付金の確定額は、警察法施行令第 3 条第 2 項により算出された配分経費に対する交付金の額（変更されたときは、変更後の額とする。）と交付対象事業に要した配分経費

ごとの実績額に10分の5（ただし、特別の事情により10分の5を超えて交付決定したときは、その率。）を乗じて得た額とのいずれか低い額とする。

5 交付対象事業者は、この交付金に関する法令に従わなければならない。

6 交付対象事業に要した経費については、その収支を明らかにした当該都道府県の予算及び決算に関する調書を作成し、5年間保管すること。

7 交付条件は次のとおりである。

(1) 交付対象事業に要する経費の配分の変更（警察庁長官（以下「長官」という。）の定める軽微な変更を除く。）をする場合は、長官の承認を受けること。

(2) この交付金は、交通安全施設等の整備以外に使用しないこと。

(3) 交付対象事業の内容の変更（長官の定める軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ長官の承認を受けること。

(4) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに長官に報告し、その承認を受けること。

(5) 交付対象事業が交付決定のあった年度内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに長官に報告して、その指示を受けること。

(6) 交付対象事業により取得した財産は、各都道府県で定められた条例等に基づき、当該交付対象事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理をするとともに、交付金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図ること。

(7) 交付対象事業が完了したとき（交付対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日（交付対象事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日）から起算して1か月を経過した日又は交付金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、地域自主戦略交付金実績報告書を長官に提出すること。

(8) この交付金の交付決定に対して不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、交付の決定の通知（変更交付の決定の通知を含む。）を受けた日から起算して1か月以内とする。

交付対象事業の内訳

(単位:千円)

種 別			単位	単 価	数量	事業に要する 経費の額	交付金の額	備 考
交通 管 制	センター		—				—	
	集中制御機Ⅰ		基			—	—	
	集中制御機Ⅱ		〃			—	—	
	プロファイル制御機Ⅰ		〃			—	—	
	プロファイル制御機Ⅱ		〃			—	—	
	情報収集装置		式			—	—	
	路側通信端末装置		基			—	—	
	情報収集提供装置		〃			—	—	
	交 通 情報板	マルチパターンⅠ	〃			—	—	
		マルチパターンⅡ	〃			—	—	
		小型文字情報板	〃			—	—	
	対向車接近表示装置		〃			—	—	
	監視用テレビ		台			—	—	
旅行時間計測端末装置		式			—	—		
中央線変移装置		km			—	—		
信号機 改 良	プログラム多段系統化		基			—	—	
	プロファイル化(自律分散方式)		〃			—	—	
	全感应化		〃			—	—	
	半感应化		〃			—	—	
	プログラム多段化		〃			—	—	
	押ボタン化		〃			—	—	
	閑散時押ボタン化		〃			—	—	
	閑散時半感应化		〃			—	—	
	速度感应化		〃			—	—	
	右折感应化		〃			—	—	
	多現示化		〃			—	—	
	歩車分離化		〃			—	—	
	歩行者感应化		〃			—	—	
	歩行者感应化(画像処理)		〃			—	—	
	高齢者等感应化		〃			—	—	
	信号灯器 改 良 (LED化)	車両用灯器	式			—	—	
		歩行者用灯器	〃			—	—	
		歩行者用灯器(経過時間表示機能付)	〃			—	—	
信号機 新 設	全感应		基			—	—	
	半感应		〃			—	—	
	プログラム多段		〃			—	—	
	押ボタン		〃			—	—	
	一灯点滅		〃			—	—	
	車両用灯器		灯			—	—	
	歩行者用灯器		〃			—	—	
	歩行者用灯器(経過時間表示機能付)		〃			—	—	
信号機移設Ⅰ			式			—	—	
信号機移設Ⅱ			〃			—	—	
配線地中化			〃			—	—	
道 路 標 識	オー バー ヘッ ド	可変式	灯火式	基		—	—	
			反射式	〃		—	—	
		固定式	灯火式	〃		—	—	
			反射式	〃		—	—	
	オー バー ハン グ	可変式	灯火式	本		—	—	
			反射式	〃		—	—	
		固定式	灯火式	〃		—	—	
			反射式	〃		—	—	
	照明灯付横断歩道標識		〃			—	—	
	路 側 式	可変式	〃	本		—	—	
固定式		〃	〃		—	—		
固定式(高輝度)		〃	〃		—	—		
固定式(自発光)		〃	〃		—	—		
道 路 標 示	横断歩道		km			—	—	
	横断歩道(高輝度)		〃			—	—	
	横断歩道(エスコートゾーン)		m			—	—	
	実線		km			—	—	
	実線(高輝度)		〃			—	—	
	車線分離鉄併用標示		〃			—	—	
調査費						—		
総 計								

別記様式第3

発 番 号

平成 年 月 日

警 察 庁 長 官 殿

□□□知事 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度地域自主戦略交付金交付対象事業計画変更承認申請書

先に交付の決定を受けた平成 年度地域自主戦略交付金交付対象事業の内容の
変更については、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

交付対象事業の内訳

(単位:千円)

種 別				単位	交付決定額			変更交付申請額			交付金差引 増減額		
					単 価	数量	事業に要する 経費の額	交付金の額	数量	事業に要する 経費の額		交付金の額	
交通 管制	センター			—				—			—		
	集中制御機Ⅰ			基			—	—		—	—		
	集中制御機Ⅱ			〃			—	—		—	—		
	プロファイル制御機Ⅰ			〃			—	—		—	—		
	プロファイル制御機Ⅱ			〃			—	—		—	—		
	情報収集装置			式			—	—		—	—		
	路側通信端末装置			基			—	—		—	—		
	情報収集提供装置			〃			—	—		—	—		
	交 通 情報板	マルチパターンⅠ		〃			—	—		—	—		
		マルチパターンⅡ		〃			—	—		—	—		
		小型文字情報板		〃			—	—		—	—		
	対向車接近表示装置			〃			—	—		—	—		
	監視用テレビ			台			—	—		—	—		
	旅行時間計測端末装置			式			—	—		—	—		
中央線変移装置			km			—	—		—	—			
信号 機改 良	プログラム多段系統化			基			—	—		—	—		
	プロファイル化(自律分散方式)			〃			—	—		—	—		
	全感応化			〃			—	—		—	—		
	半感応化			〃			—	—		—	—		
	プログラム多段化			〃			—	—		—	—		
	押ボタン化			〃			—	—		—	—		
	閑散時押ボタン化			〃			—	—		—	—		
	閑散時半感応化			〃			—	—		—	—		
	速度感応化			〃			—	—		—	—		
	右折感応化			〃			—	—		—	—		
	多現示化			〃			—	—		—	—		
	歩車分離化			〃			—	—		—	—		
	歩行者感応化			〃			—	—		—	—		
	歩行者感応化(画像処理)			〃			—	—		—	—		
	高齢者等感応化			〃			—	—		—	—		
	改 良 (LED化)	信号灯器		式			—	—		—	—		
		歩行者用灯器		〃			—	—		—	—		
		歩行者用灯器(経過時間表示機能付)		〃			—	—		—	—		
	信号 機新 設	全感応			基			—	—		—	—	
半感応			〃			—	—		—	—			
プログラム多段			〃			—	—		—	—			
押ボタン			〃			—	—		—	—			
一灯点滅			〃			—	—		—	—			
車両用灯器			灯			—	—		—	—			
歩行者用灯器			〃			—	—		—	—			
歩行者用灯器(経過時間表示機能付)			〃			—	—		—	—			
信号機移設Ⅰ			式			—	—		—	—			
信号機移設Ⅱ			〃			—	—		—	—			
配線地中化			〃			—	—		—	—			
道 路 標 識	オー バー ヘッ ド	可変式	灯火式	基			—	—		—	—		
			反射式	〃			—	—		—	—		
		固定式	灯火式	〃			—	—		—	—		
			反射式	〃			—	—		—	—		
		オー バー ハン グ	可変式	灯火式	本			—	—		—	—	
				反射式	〃			—	—		—	—	
			固定式	灯火式	〃			—	—		—	—	
				反射式	〃			—	—		—	—	
	路 側 式	可変式		本			—	—		—	—		
			固定式	〃			—	—		—	—		
固定式(高輝度)		〃			—	—		—	—				
		固定式(自発光)	〃			—	—		—	—			
道 路 標 示	横断歩道			km			—	—		—	—		
	横断歩道(高輝度)			〃			—	—		—	—		
	横断歩道(エスコートゾーン)			m			—	—		—	—		
	実線			km			—	—		—	—		
	実線(高輝度)			〃			—	—		—	—		
	車線分離鉋併用標示			〃			—	—		—	—		
調査費							—			—			
総 計													

警察庁指令第 号

地域自主戦略交付金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付け警察庁指令第 号をもって交付決定した地域自主戦略交付金については、警察法施行令（昭和 29 年政令第 151 号）第 3 条の規定により算出し、次のとおり交付決定の内容を変更することに決定したので通知する。

平成 年 月 日

□ □ □ 知 事 殿

警察庁長官 ○ ○ ○ ○ 印

- 1 交付対象事業に要する経費の額
 別紙のとおり

- 2 交付金の額
 別紙のとおり

交付対象事業の内訳

(単位:千円)

種 別				単位	交付決定額			変更交付決定額			交付金差引増減額		
					単 価	数量	事業に要する経費の額	交付金の額	数量	事業に要する経費の額		交付金の額	
交通管制	センター			—				—			—		
	集中制御機Ⅰ			基			—	—		—	—		
	集中制御機Ⅱ			〃			—	—		—	—		
	プロファイル制御機Ⅰ			〃			—	—		—	—		
	プロファイル制御機Ⅱ			〃			—	—		—	—		
	情報収集装置			式			—	—		—	—		
	路側通信端末装置			基			—	—		—	—		
	情報収集提供装置			〃			—	—		—	—		
	交 通 情報板	マルチパターンⅠ		〃			—	—		—	—		
		マルチパターンⅡ		〃			—	—		—	—		
		小型文字情報板		〃			—	—		—	—		
	対向車接近表示装置			〃			—	—		—	—		
	監視用テレビ			台			—	—		—	—		
旅行時間計測端末装置			式			—	—		—	—			
中央線変移装置			km			—	—		—	—			
信号機改良	プログラム多段系統化			基			—	—		—	—		
	プロファイル化(自律分散方式)			〃			—	—		—	—		
	全感应化			〃			—	—		—	—		
	半感应化			〃			—	—		—	—		
	プログラム多段化			〃			—	—		—	—		
	押ボタン化			〃			—	—		—	—		
	閑散時押ボタン化			〃			—	—		—	—		
	閑散時半感应化			〃			—	—		—	—		
	速度感应化			〃			—	—		—	—		
	右折感应化			〃			—	—		—	—		
	多現示化			〃			—	—		—	—		
	歩車分離化			〃			—	—		—	—		
	歩行者感应化			〃			—	—		—	—		
	歩行者感应化(画像処理)			〃			—	—		—	—		
	高齢者等感应化			〃			—	—		—	—		
	信号灯器 改 良 (LED化)	車両用灯器		式			—	—		—	—		
		歩行者用灯器		〃			—	—		—	—		
		歩行者用灯器(経過時間表示機能付)		〃			—	—		—	—		
	信号機新設	全感应			基			—	—		—	—	
半感应			〃			—	—		—	—			
プログラム多段			〃			—	—		—	—			
押ボタン			〃			—	—		—	—			
一灯点滅			〃			—	—		—	—			
車両用灯器			灯			—	—		—	—			
歩行者用灯器			〃			—	—		—	—			
歩行者用灯器(経過時間表示機能付)			〃			—	—		—	—			
信号機移設Ⅰ			式			—	—		—	—			
信号機移設Ⅱ			〃			—	—		—	—			
配線地中化			〃			—	—		—	—			
道 路 標 識	オーバースタッド	可変式	灯火式	基			—	—		—	—		
			反射式	〃			—	—		—	—		
		固定式	灯火式	〃			—	—		—	—		
			反射式	〃			—	—		—	—		
		オーバースタッド	可変式	灯火式	本			—	—		—	—	
				反射式	〃			—	—		—	—	
	オーバースタッド	固定式	灯火式	〃			—	—		—	—		
			反射式	〃			—	—		—	—		
		照明灯付横断歩道標識		〃			—	—		—	—		
		路側式	可変式	本			—	—		—	—		
固定式	〃				—	—		—	—				
固定式(高輝度)	〃				—	—		—	—				
固定式(自発光)	〃				—	—		—	—				
道路標示	横断歩道			km			—	—		—	—		
	横断歩道(高輝度)			〃			—	—		—	—		
	横断歩道(エスコートゾーン)			m			—	—		—	—		
	実線			km			—	—		—	—		
	実線(高輝度)			〃			—	—		—	—		
車線分離鉄餅用標示			〃			—	—		—	—			
調査費							—			—			
総 計													

発 番 号
平成 年 月 日

警 察 庁 長 官 殿

□□□知事 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度地域自主戦略交付金交付対象事業中止（廃止）承認申請書

先に交付の決定を受けた平成 年度地域自主戦略交付金交付対象事業については、下記の理由により中止（廃止）したいので申請します。

記

- 1 交付対象事業の中止（廃止）理由
- 2 交付対象事業の中止期間及び再開後の完了期日
- 3 その他必要な書類

別記様式第 6

発 番 号
平成 年 月 日

警 察 庁 長 官 殿

□□□知事 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度地域自主戦略交付金交付申請取下書

先に交付の決定を受けた平成 年度地域自主戦略交付金については、下記の事項に不服があるので交付の申請を取り下げます。

記

- 1 交付を通知された交付金額
- 2 申請年月日
- 3 不服のある交付決定内容又は交付決定に付された条件
- 4 不服理由

発 番 号
平成 年 月 日

警 察 庁 長 官 殿

□□□知事 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度地域自主戦略交付金実績報告書

先に交付を受けた平成 年度地域自主戦略交付金の実績については、別紙のと
おり報告します。

交付対象事業の内訳

(単位:千円)

種 別				単位	交付を受けた交付金		事業実績	
					数量	事業に要する 経費の額	交付金の額	数量
交通 管制	センター			—		—		
	集中制御機Ⅰ			基	—	—		—
	集中制御機Ⅱ			〃	—	—		—
	プロファイル制御機Ⅰ			〃	—	—		—
	プロファイル制御機Ⅱ			〃	—	—		—
	情報収集装置			式	—	—		—
	路側通信端末装置			基	—	—		—
	情報収集提供装置			〃	—	—		—
	交 通 情報板	マルチパターンⅠ		〃	—	—		—
		マルチパターンⅡ		〃	—	—		—
		小型文字情報板		〃	—	—		—
	対向車接近表示装置			〃	—	—		—
	監視用テレビ			台	—	—		—
旅行時間計測端末装置			式	—	—		—	
中央線変移装置			km	—	—		—	
信号 機改 良	プログラム多段系統化			基	—	—		—
	プロファイル化(自律分散方式)			〃	—	—		—
	全感应化			〃	—	—		—
	半感应化			〃	—	—		—
	プログラム多段化			〃	—	—		—
	押ボタン化			〃	—	—		—
	閑散時押ボタン化			〃	—	—		—
	閑散時半感应化			〃	—	—		—
	速度感应化			〃	—	—		—
	右折感应化			〃	—	—		—
	多現示化			〃	—	—		—
	歩車分離化			〃	—	—		—
	歩行者感应化			〃	—	—		—
	歩行者感应化(画像処理)			〃	—	—		—
	高齢者等感应化			〃	—	—		—
	信号灯器 改 良 (LED化)	車両用灯器		式	—	—		—
		歩行者用灯器		〃	—	—		—
		歩行者用灯器(経過時間表示機能付)		〃	—	—		—
信号 機新 設	全感应			基	—	—		—
	半感应			〃	—	—		—
	プログラム多段			〃	—	—		—
	押ボタン			〃	—	—		—
	一灯点滅			〃	—	—		—
	車両用灯器			灯	—	—		—
	歩行者用灯器			〃	—	—		—
	歩行者用灯器(経過時間表示機能付)			〃	—	—		—
信号機移設Ⅰ				式	—	—		—
信号機移設Ⅱ				〃	—	—		—
配線地中化				〃	—	—		—
道 路 標 識	オー バー ヘッ ド	可変式	灯火式	基	—	—		—
			反射式	〃	—	—		—
		固定式	灯火式	〃	—	—		—
			反射式	〃	—	—		—
	オー バー ハン グ	可変式	灯火式	本	—	—		—
			反射式	〃	—	—		—
		固定式	灯火式	〃	—	—		—
			反射式	〃	—	—		—
	路 側 式	照明灯付横断歩道標識		〃	—	—		—
		可変式	固定式	〃	—	—		—
固定式(高輝度)			〃	—	—		—	
固定式(自発光)			〃	—	—		—	
道 路 標 示	横断歩道			km	—	—		—
	横断歩道(高輝度)			〃	—	—		—
	横断歩道(エスコートゾーン)			m	—	—		—
	実線			km	—	—		—
	実線(高輝度)			〃	—	—		—
	車線分離鉋併用標示			〃	—	—		—
調査費						—		
総 計								

発 番 号
平成 年 月 日

警 察 庁 長 官 殿

□□□知事 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度地域自主戦略交付金年度終了実績報告書

先に交付を受けた平成 年度地域自主戦略交付金の年度終了に係る交付対象事業の平成 年 3 月 3 1 日現在における実績については、別紙のとおり報告します。

別紙

地域自主戦略交付金年度終了実績報告書

都 道 府 県 名

交付金交付 決定通知 年 月 日	警察庁 指 令 番 号	施設工事名	着 工 年月日	完了予定 年 月 日	交付決定の内容		年度内遂行実績				翌年度繰越額			備 考
					事 業 費 A	交付金額	事 業 費 支払実績 B	事業費 支払率 B／A	事 業 進捗率	交付金 受入額	事 業 費 C	交付金額	事業費 繰越率	
○ 繰越しをする理由														

注 工事出来高検査済証の写しを添付すること。

警察庁指令第 号

地域自主戦略交付金額確定通知書

警察法（昭和 2 9 年法律第 1 6 2 号）第 3 7 条第 3 項の規定に基づき、平成 年度における地域自主戦略交付金として交付を決定した交付金額を次のとおり確定する。

平成 年 月 日

□ □ □ 知 事 殿

警察庁長官 ○ ○ ○ ○ 印

交付金交付 決定通知書 番 号	区 分	交 付 決 定 額	交 付 確 定 額
	交 通 安 全 施 設	千円	千円